

函館市認知症カフェ認証事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市内における認知症カフェの運営団体を支援することにより、介護者の負担軽減を図り、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする函館市認知症カフェ認証事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認知症カフェ」とは、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るために開催され、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、カフェ等の形態で集う場であり、営利、宗教、政治活動を目的としないものをいう。

2 この要綱において「函館市認知症カフェ」とは、前項に定める認知症カフェのうち、第5条に定める認証要件を満たすものとして函館市に認証されたものをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は函館市とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 函館市認知症カフェの認証
- (2) 函館市認知症カフェの実施にかかる広報
- (3) 運営団体間の情報共有
- (4) その他、運営団体からの開設や運営に関する助言等の支援

(認証要件)

第5条 認証の対象となる認知症カフェは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 運営団体は、ボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等で市が適当と認める団体であること。
- (2) 主たる開催内容は、参加者同士の相互交流および情報交換ならびに相談対応、地域での認知症の啓発等であること。
- (3) 医療・介護の専門職または認知症の人の介護経験者など、認知症について知識を有し、認知症の人とその家族の相談に対応できる者が1名以上いること。
- (4) 参加者につき、認知症の人とその家族のみ、地域住民のみ、運営団体が運営する事業所の利用者のみ等限定しないこと。
- (5) 市内において、継続的に開催すること。
- (6) 認知症カフェの開催に当たっては、別紙認証マークを明示すること。

(留意事項)

第6条 運営団体は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 認知症カフェの開催にあたって知り得た個人情報適切に取り扱うこと。
- (2) 函館市認知症カフェの運営中の事故および苦情等に関する責任は運営団体が負うこと。

(申請)

第7条 函館市認知症カフェの認証を受けようとする団体は、函館市認知症カフェ認証申請書（様式1）により市長に申請しなければならない。

(認証の通知)

第8条 市長は、前条の申請内容が第5条の認証要件に適合する場合は認証し、函館市認知症カフェ認証通知（様式2）により申請団体に通知するものとする。

(変更届)

第9条 函館市認知症カフェの認証を受けた団体（以下、「認証団体」という。）は、認証内容に変更があった場合は、速やかに、函館市認知症カフェ変更届（様式3）により市長に届け出なければならない。

(実施報告)

第10条 認証団体は、実施結果について函館市認知症カフェ実施報告書（様式4）により年度末までに市長に報告しなければならない。また、第11条による認証の取消しまたは中止した場合は、その時点で函館市認知症カフェ実施報告書（様式4）により市長に報告しなければならない。

(認証の取消し)

第11条 市長は、認証団体が認証要件に適合しないと認めた場合は、認証を取り消すものとする。また、認証団体は、認証の取消しを希望する時は、函館市認知症カフェ取消届（様式5）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、認証を取消す場合、函館市認知症カフェ認証取消通知（様式6）により、認証団体に通知するものとする。

(認証の有効期間等)

第12条 認証の有効期間は、認証を通知した年度末までとする。ただし、認証内容に変更がない場合および認証内容の変更について第9条による届出があった場合は、自動更新とする。

2 自動更新した場合は、認証団体は、実施報告書とともに次年度の年間開催予定表（様式7）を市長に提出しなければならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

図 1



図 2



色は、J I S 慣用色名のオレンジ色またはそれに近似した色を原則とし、図 1 については一部黒を使用する。また、図 1 および図 2 ともに黒一色での使用も可能とする。

認証マークの使用に際し、形状は崩さないこと。ただし、利用目的に合わせて縮小・拡大することは可能とする。